

## 過労死等防止のための法整備を求める意見書

(26年3月17日提出)

「過労死」が社会問題となり、「karoshi」が国際語となってから四半世紀が経つ。過労死等が労災であると認定される数は増えており、過労死撲滅の必要性が叫ばれているにもかかわらず、過労自殺も含む過労死等は増える一方である。本人の無念さに加え、突然大切な家族を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は筆舌に尽くし難いものがあり、また、真面目で誠実な労働者が過労死等で命を落としていくことは、我が国にとっても大きな損失である。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止し、労働者の生命と健康を保護することを目指している。しかし、当該規制が十分に機能していないのが現状である。

昨今の雇用情勢の中、いくら労働条件が厳しくても、労働者が使用者にその改善を申し出ることは容易ではない。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、過熱する企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するには難しい面がある。

このように過労死等防止対策については、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界があるため、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要がある。

よって国におかれては、過労死等はあってはならないという基本理念に基づき、下記事項の確実な実行のため、労働基準法のより適切な運用や、新法制定などの法整備について取り組むよう要望する。

## 記

- 1 過労死等を無くすための、国・地方公共団体・事業主の責務を明確にすること。
- 2 過労死等防止基本計画を策定すること。
- 3 過労死等に関する調査研究の推進を始め、医療提供体制の整備、過労死等のおそれがある者及び親族等に対する支援、事業主の取組に対する支援等を基本計画の基本的施策とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## (提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣